

件名	愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年1月16日公布・同年4月1日施行） 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成27年1月22日公布・同年4月1日施行）

【改正の概要】

参酌等すべき国の基準省令の改正に伴う指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

○ 主な改正の概要

- 1 介護保険法の介護予防サービスのうち介護予防訪問介護・介護予防通所介護が、市町村が行う地域支援事業に移行されることに伴う規定の整備
- 2 社会保障審議会介護給付費分科会の答申に基づき、各基準省令の3年に一度の定期見直しが行われたことによるもの
 - ①訪問介護 業務の効率化が図られている場合のサービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和（現行40：1）
 - ②通所介護 通所介護の設備を利用して、介護保険制度外の宿泊サービスの提供を実施する場合に知事への事前届出を義務化
 - ③居宅介護支援 介護支援専門員（ケアマネ）が、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等から個別サービス計画の提出を求めることを義務化
 - ④その他答申に基づく所要の改正及び規定の整備

○ 改正条例

	条例名	改正内容
①	愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1・2
②	愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	1・2
③	愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	2
④	愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	2

施行日 平成27年4月1日

【その他参考事項】

1 介護保険法による保険給付

介護給付 (対象者：要介護者)	予防給付 (対象者：要介護者)	地域支援事業【改正後】 (対象者：要介護者被保険者、住民等)
居宅介護サービス費 ・訪問介護 ・通所介護 ・福祉用具貸与 等	介護予防サービス費 ・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護 ・介護予防福祉用具貸与 等	介護予防・日常生活支援総合事業 ・第1号訪問事業 ・第1号通所事業 ・第1号生活支援事業 等
居宅介護サービス計画費 ・居宅介護支援		包括的支援事業
施設介護サービス費 ・介護老人保健施設		任意事業

2 地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減等のために市町村が行う事業